

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

ページ

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の表環境生活部の項中、「原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改める。

第十三条環境対策課の分掌事務の項第六号中、「及び原子力センター」を削り、同条原子力安全対策

室の分掌事務の項中、「原子力安全対策室」を「原子力安全対策課」に改め、第四号を第五号とし、第

三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力発電所事故による被害対策の総合調整に関する事。

第十三条原子力安全対策室の分掌事務の項に次の一号を加える。

六 原子力センターに関する事。

第二十一条の四第一項の表環境生活部の項を次のように改める。

環境生活部

課 廃棄物対策

竹の内産廃処分場対策室

第二十二條第三項の表環境政策専門監の項の次に次のように加える。

原子力事故
被害対策専門
監

原子力安全
対策課

上司の命を受け、原子力発電所事故による被害対策の総合調整に
関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十三年九月十二日から施行する。